

立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）
大学院生研究
2012年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	コミュニティ福祉学研究科	専攻
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	コミュニティ福祉学研究科 コミュニティ福祉学専攻 博士前期課程 2年	赤嶺 恵理	印
指導教員	所属・職名	氏名	
	コミュニティ福祉学研究科・教授	湯澤 直美	印
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ <input type="checkbox"/> 社会	個人・共同の別	個人 ・ <input type="checkbox"/> 共同 1名
研究課題名	子ども買春・性風俗産業との関わりの経験をもつ子どもへの支援体制に関する研究		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	コミュニティ福祉学研究科 コミュニティ福祉学専攻 博士前期課程 2年	赤嶺 恵理	
	コミュニティ福祉学研究科 コミュニティ福祉学専攻 博士前期課程 2年	奥山 史乃	
研究期間	2012年度		
研究経費	61.28千円（実績額又は執行額）		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、子どもの権利条約をはじめ日本国内の法令で禁止される子どもの「性的搾取」に晒された経験のある子どもの成育環境や性風俗関連産業に巻き込まれるまでのプロセスについて調査を行い、子どもの性的搾取の仕組みについて分析した。

調査の結果、性風俗関連産業側には、子どもを吸引する仕組みと、「被害」を潜在化させる仕組みが用意されていることが把握できた。また、子どもが性風俗関連産業に巻き込まれる背景に社会的養護による10代の子どもへの支援が未充足であり、福祉・教育・労働から排除状態に置かれる状況が関係していることが把握できた。それらを踏まえ、本研究では、社会福祉の領域からの子どもの性的搾取へのアプローチについて、10代女子の支援の充足を中心に、今後の課題を検討した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[子ども] [性的搾取] [社会福祉]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)**1) 研究の目的**

本研究では、性風俗関連産業に巻き込まれた子どもの成育環境と性風俗関連産業の持つ仕組みから潜在化しやすい子どもの要保護性について検討し、社会福祉の領域において、「性的搾取」に晒された子どもを支援の対象とするための枠組みを検討する。

2) 調査の方法**➤ 予備調査**

- 方法：郵送による質問紙調査（選択肢式、自由記述式）
- 期間：2012年10月下旬～11月上旬
- 調査対象：女子が入所できる全国の子どもシェルター7か所
- 回収数：3 有効回答数：3

➤ 第1次調査

- 目的：子どもの成育歴（家族形態・生活拠点の変化・虐待の有無、その他の困難状況）、性風俗関連産業に巻き込まれるときの状況から傾向を把握する。
- 方法：ドキュメント調査
- 調査期間：2011年12月、2012年12月
- 調査対象：ある子どもシェルターの退所者30人（いずれも性風俗関連産業に巻き込まれた経験有）

➤ 第2次調査

- 目的：子どもの成育歴（家族形態・生活拠点の変化・虐待の有無、その他の困難状況）、性風俗関連産業に巻き込まれるときの状況に加え、10代女性の支援の困難性について聞き取り、性的搾取に晒される子どもの状況を把握する。
- 方法：聞き取り調査（半構造化面接）
- 調査期間：2012年11月下旬～12月
- 調査対象：予備調査の結果、性風俗関連産業に巻き込まれた子どもの入所が確認された子どもシェルター（3か所）のスタッフ、子ども担当弁護士

3) 研究結果と考察**① ドキュメント調査の結果**

ドキュメント調査により、子どもがどのような状況において性風俗関連産業に巻き込まれたかを把握した結果、下記のパターンに類別された。

ア) 脱出型（18 ケース）

：養育者による虐待や関係不調、成育家庭が安定しておらず家を飛び出す子ども

イ) 居所喪失型（3 ケース）

：施設に入所もしくは警察に保護されたが、その後養育者が引き取りを拒否し居所を喪失した子ども

ウ) 同居・ぬくもり希求型（3 ケース）

：家に一緒に住んでいるけれども実親からは適切な養育が受けられておらず、精神的に不安定な子ども

エ) 同居・友人同調型（6 ケース）

：同居する養育者から安定的な養育が保障されているとは言い難い環境に置かれている状況の中、友人からの誘いを受け入れる子ども

オ) その他（6 ケース）

：上記のパターンに分類できなかったケース。いずれも養育者と同居しているが、巻き込まれる当時の養育環境については、上記の4つのパターンと類似している。

研究成果の概要 つづき

いずれのパターンにおいても、安定した養育が欠如している状況であることが共通していた。また、10代の子どもに対する福祉の支援体制の不足(福祉)、生活不安定による不登校・退学による低学歴(教育)、10代女子の就労・自立生活の困難(就労)などの課題を抱えており、これらは関係し合いながら、子どもの孤立を強めているように見受けられた。養育が欠如し孤立・排除状態となることが、10代女子においては、性風俗関連産業に巻き込まれるというリスクを高めるということが把握できた。

②聞き取り調査の結果

本研究の聞き取り調査から、性風俗関連産業側には子どもの置かれている状況を利用した仕組みが用意されており、子どもたちが大人に利用されているという意識を持たないまま、性的に利用されていることが分かった。その仕組みは大別すると、①吸引する仕組み(保証人代理、寮の提供、即日払い等)と、②脱出困難にする仕組み(軟禁・強迫、ペナルティ、犯罪行為の強要、ホストクラブへの誘引等)であった。それらの仕組みにより、子どもが行為主体であるかのように見え、また、ときには真犯、触法少年として警察とつながり、子どもの「被害」は見えにくくなり、子ども自身が支援を求めにくい状況が作り出されていた。性風俗関連産業に巻き込まれるということは、性的に利用されるだけではなく、

そのための手段によって安心で安全な生活が保障されるべき子ども期の剥奪ともいえる状況が起きていることが分かった。

4) 本研究のまとめ

性的搾取は、社会福祉における10代女子の生活保障の課題さえも浮き彫りにする社会問題であるといえる。本研究の調査においては、要保護性が高いにも関わらず、社会福祉の支援の枠組みから零れ、一方で、性的搾取に晒されても支援を求めにくい状況、もしくは被害が見えにくい状況におかれ、社会福祉の支援にたどり着かなかった10代女子がいることを把握できた。また、子どもシェルターによる退所に向けた支援をみると、既存の児童福祉からのアプローチでは、10代女子のもつ複合的な困難な状況に対して支援が困難であることが示唆された。それらを踏まえ、社会福祉の領域では、10代女子の困難状況に対応するために、下記の体制を整えることが今後の課題となると考えられる。

ア) 困難な状況から逃れる場の確保(シェルター・相談窓口)

イ) 就学・就労が困難な状態の子どもを保護する場の確保(精神疾患・知的障がいを持つ子どもへの支援)

ウ) 自活する子どもを支える拠点の設置(アフターケア)

エ) 性的搾取の発見・保護のシステム(アウトリーチ型)

オ) 司法・医療・教育との連携

カ) 児童福祉から女性福祉へつなげる切れ目のない支援

5) 今後の研究上の課題

①子どもの排除状態におけるジェンダーと「性的搾取」の関係の解明

子どもの性的搾取の被害者の多くは10代女子であるため、本研究では10代女子を研究対象とした。調査の結果、排除状態が性的搾取の被害のリスクを高めることが把握できたが、その排除状態が生み出される背景に女子特有の要因がみられるか検討が必要である。

②福祉と司法による子どもの性的搾取に対する被害の捉え方・処遇の比較

現在、子どもの性的搾取への対応は、福祉と司法それぞれで行われている。子どもの性的搾取被害への支援体制を検討するにあたり、これらを比較し、子どもの状況に応じた適切な対応について再検討する必要がある。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

- ・ 2012年度一般社団法人日本社会福祉学会 関東地域部会研究大会
2013年3月9日(土) 於: 大正大学

以上